

「福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会」

【全体会】第2回会議議事録【概要】調整

日時:平成21年12月21日(月)午後1時30分～午後4時

場所:市民会館31号室

進行(人権推進室次長)

1 開会あいさつ 委員長挨拶

今日は3回にわけて第1分科会と第2分科会と分かれてそれぞれの議事録のとおり議論を深め、意見がまとまるまで行っていないが、私としまして、まずふれあいセンターなり児童館に対してそこに住んでおられる地域の方々がどういう思いをもっておられるのか、あるいは一般市民の方がどういうふう考えているのか、きちっと掴んでいかななくてはならない、あまりこういう議論をしていない。それから、施設の在り方をどうするか、また運営の在り方、あるいはどのように市民に理解してもらうのか、啓発をどのように進めていくのか、最終的には推進室の在り方についても一定の議論をもう少し深めておく必要もある。一応最終回ということでもある。それぞれ言い残しがないようにご意見をいただきたい。

2 議事録・追加資料

(1) 議事録確認

【委員】議事録の訂正。京都市の紹介をしている部分については、もともと施設を造るに時に抵抗があったことを意味しているので、訂正をお願いしたい。

【委員長】事務局で訂正をお願いしたい。

— 一部訂正で、全会一致で承認される —

(2) 資料説明

ア 各分科会 意見の共通事項

3 懇話

【委員】先ほど説明をいただいたものやこれまでたびたび資料に出でくるが、「隣保館」という表現は、福知山市の場合名称が変更されて人権ふれあいセンターと使われている。隣保館という表現をやめて訂正をしていただきたい。それからわたしの理解として、この説明資料の中に「同和問題の課題をまとめる所管が必要」ということが書いてあるが、本来人権推進室というのは全ての人権として視野を開いてその解決にあたるという啓発の機関であると理解をしている。同和問題を特化した人権推進室というのは必要ないと思う。

【委員長】同和問題の課題という表現を変えますか

【事務局】これについては他の委員さんの意見として、専門部署に移管するとこれまで取

り組んできた同和問題を解決するということが薄まっていくのではないかという意見があり、載せている。ただ委員指摘の人権推進室は同和問題を特化するのではなく人権問題を所管する部署であるという点についてはその通りである。

【委員】私は部落問題と書いてもらいたい。同和という表現については、行政が付けたもの。ハード事業については一定推進されてきたが、教育に課題が残る。意見として差別がないとあるが、いったん都会へ出ると差別がある。落書き・結婚差別と厳しい現実がある。子どもや孫に負けないように教えている。差別を受けていないからそういう意見がある。差別を受けたものはそんな生易しいものではない、命に関わる問題である。だから児童館も必要であるし会館も必要である。また人権推進室もそうである。自分自身も差別を受けてきたそれが現実だ。

【委員】差別を受けたものでしかわからないというのは、それは失礼な話である。それでは母子家庭で育てられたのか、それは母子家庭の者でなくてはわからない訳である。しかしお互いに相手のことをどう理解しようとするのかを考えるのが人間だから差別がなくなっていく。受けた者しかわからないというのは取り消してもらわないとだめだ。

その上で、いろんな同和に関する団体でも、解放同盟、自由同和会、人権連といろんな団体があるが、その団体が書いているものを持ってきた。同和会の今年度の方針の中に、人権侵害の被害者救済の項目が次のように書かれている。「同和対策事業の劣悪な環境を見ると差別の助長に繋がったが、現在の同和地区を見ても差別心はめげない」「なおかつ、同和問題を少し勉強すれば同和地区には隣保館や改良住宅が建設されていることが分かり、インターネットで県や市町村のホームページで隣保館や改良住宅を検索すれば、同和地区の所在がすぐに判明する」と書かれ、同和地区であることを客観的に知らせている。「部落地名総鑑を発見しても、差別の助長になると大騒ぎするのではなく、淡々と処理をすればいい」ということで、「さいごに」というところで「行政依存から脱皮し」「本気で差別を解消していくには、被害者意識を振りかざすのではなく、差別される要因が少しでもわれわれの側にあるというのは改善していく努力が求められる」結婚は、「何らかのトラブルはあるものの、結婚に至るケースが大半であるという事実」「眼から入ることでの差別される実態がなくなったことで、現在は、実体が伴わない過去の亡霊・幻想での差別であることから、差別があるとせばあると思うし、差別はないといえない、と思うような非常に不安定な中での差別観である」「ところが行政や一部の運動団体は[部落差別は未だに根深く厳しい]と声高に叫ぶことから、それを聞く市民は[やっぱり未だに差別が厳しいのだ]と、現状とは違った誤ったメッセージを受け取ることになる。」淡々と差別がなくなっていると啓発することの方が効果的な宣伝になると書かれている。これが地域の中の一つの団体である。全解連も差別はなくなったといっている。

だから地域の中にも差別は残っているという人と、なくなっているという人と、あ

るいはもうそんなことを言わんといて欲しいということもある。このことを見ていかないと差別があるあるとあって、おまえら知らへんということは対峙しない。真剣に差別をなくそうと思えば、しっかりと考えてほしい。

【委員長】 今回の委員会は短期間で進めているが、本当は時間をかけて議論をしたい。私が一番知りたいのは、その地域に住んでいる人がどう考えているのか、多く一般市民の方の思いがどこに向いているのかが基本になると思っている。どうか他にも意見があれば・・・。

【委員】 これまでの議論のまとめを見た中で、隣保館の活用について、「何時、何処で、誰が」ということの意味があったが、地域福祉計画の中で人権ふれあいセンターをどう活用していくのか、これまで議論の中でどのように活用していくのかという具体案が出てこなかった。このまま終わってしまったら、人権問題協議会でこのあり方懇話会の議事録等を見せた時に、あり方について、いったい何をどう考えているのか不安だ。障害者団体の施設の利用のあり方など、人権ふれあいセンターを誰が何をどうしていくのか、広がった意見がどうなのか、皆さんの意見を聞きたいと思っている。事業特化することとか、具体的に考えてはどうか。

【委員長】 具体的な事例を出すということが委員会においては大事だと思っている。が、推進室から切り離して福祉部とか教育委員会とかにしてはどうかという意見が出ており、もしそのようなことであればそこで考えるべきだと思うが、ただその方向が定まっていない。もう一つは、もっと進んで運営委員会の活性化、幹事会とかあるが、もっと重要なのは施設を利用する組織が、多くの意見を聞いてそこで地域にあった具体的なテーマを決めていく、そういう方向性が決められたら懇話会としては細かいことを決めていなくてもいいと思う。

【委員】 舞鶴市に訪ねた。室長と市民啓発課長らが対応し状況を聞いた。前段に資料をいただいていたものを示しながら体制や、法期限後の事業について聞いた。平成14年から、隣保館は市民交流センターに変更され、その理由としては施設は同和地区に設置されているが、交流をどう広げるかという観点で交流センターと名称変更して、一般の方の利用を促進していること、また同和行政については、それぞれのセクションを一般事業の中に取り入れてそれぞれの自治会をとおして処理されている、と聞いた。また運動団体との関係は、舞鶴は二つの団体があり、解放同盟と人権連との関係について、2年前から交渉をなくして、課題を整理する懇談会を持っている。

福知山の場合も、別のところで話し合わせ問題が生じて、懇話会でやっている価値がなくなるのではないかと思う。一般地域の人意見も広げながら、施設利用を図られ、正しい人権行政を図ってもらいたい。

【委員】 今、舞鶴の状況とあり方懇について議論しても何もならないという話があったが、一般施策の中で部落問題を解決していくことについて行政と話し合いをもっている。市の人権施策推進計画の中にも同和問題の方向性について書いてある。「人権ふれあい

センター、教育集会所、児童館では相談活動を図り、人権と福祉の拠点として取り組みを進める」とある。隣保館と教育集会所等において、地域の方を特別に集めてやっていくことはない。そこは真に開かれた施設であることをしているのでご理解をしてもらいたい。

【委員】今の人権行政は同和行政中心に行っている。国民の人権に対しては多様である。例えば女性の差別の問題については、1979年に採択された女性差別撤廃条約があり、あらゆる女性差別を撤廃する条約に、日本は批准すらされていない状況である。雇用についても男女均等法改善されていない状況がある

それぞれの問題について、長い歴史があって人権問題が同和问题だけではないことが言える。同時に平等という観点から考えると、確かに格差とか差別とかあって、ハード・ソフト事業をやってきた経過があるが、現在格差はない。逆差別を生む状況があるのではないか。

税金の使い道を見たとき、例えば下六人部会館における年間の経費が2406万円で、近くのコミセンについては800万円である。この差は人件費である。見直しを行っていくという考えになっていくと思う。また事業内容については、デイサービスは定員が30名、高校生の補習学習については、中学校区から1名～2名という状況である。そのようなことに市民の方が納得するのかどうかと思う。そういう意味からも改善して行く必要がある。これを機会にお願いしたい。

【委員】この資料、今までの成果とこれからの発展方向を考えていく際、人権問題が薄まると後ろ向きに見ていいのかわかるか。それよりなくなっていくという方向で、やはり民主主義で理解が広まっていったという中にある。これが福祉なら福祉、子どもなら子育て支援、こういった専門のところに行く、そこが人権の発展方向である。人権問題をなくしていくのは同和问题だけではない。いろんな問題があり、それぞれのところで人権問題をやっていくことが開かれた行政になる。そういう意味で部署が変わると薄まるというのは、いつまで経っても差別解消という展望が出せないと思う。相談事業の接着剤については一杯ある。子ども、高齢者、女性でもそれぞれ複合的に課題があるわけだから、それぞれの専門分野でやらないと、この児童館を残すとか残さないという以前より、差別を解消していく展望をどうするのか、この対応が必要である。この二重性の対応が、専門部署が変わると薄まるというのは将来を悲観しているものだ。

【委員】今の発言について思っていることがある。相談事業を行っていく中で、行政改革がどんどん進められて、京都府が持っていた相談事業が市の方に移管される流れになっている。実は今何が現場で起こっているのかというと、福祉事務所の方は非常に事務が増え、相談事業は民間に投げられていくという流れがある。それが全部いい方向に向かっているならば、二重性というのは悲観的にならなくてもいいが、例えば私が相談を受けた話で、ある知的障害を持ち虐待を受けていた子が人権推進室に駆け込んで、

人権推進室で相談を受けて宿泊所の関係などお世話になり、福祉課と連携したケースがあった。その家庭というのは、貧困の真っただ中であって、お前見たいのがいると役に立たないから死んでこい言われている。こういう差別が福知山市にある。現状を考えた時に行政の二重性ということが、ある意味チェック機能が働き、福祉事務所受けにくいことを人権推進室からその時働いたのではないかと私は見た。福祉事務所も事業が絡んでやりにくい部分がある。それを人権推進室が守ってくれたのだと思う。人権推進室が福知山市から、どんな差別もあってならない訳であるからそれをなくしていこうとしているのなら、それぞれいろんな機関がある訳で、そこを動かしまとめるといふ機能が人権推進室なのか、それがないのであればどこがやるのか、社会福祉協議会なのか、他の機関なのか、民間なのか、そこまで議論していないといけない。例えば人権推進室の人権ふれあいセンターの機能を縮小するとき、これまでいろんな差別の相談を受けてきたこと、同和問題にかかわらず貧困問題をどこが所管をしてやっていくのか、生活保護のケースワーカーにおいても、生活保護の方がどんどん増えてきているから出来るだけ生活保護費をかけないような予算的な圧力がある。そうすると現場ではこの人たち大変やけど今までやったら自分とこの家のタンス貯金まで調べて30万だったら認めていたのがだめで7・8万でもだめで、使いきったら相談にきなさいと京都市内でも進められている、そういう動きになっている。そういうなかで実際に子どもが就学したいと思っても行けなかったとか起こっている。発達障害の子が家の中で誉めれば伸びるものを、だめだしにされてどんどん自分にペケマークをつけてあとあと障害が二次的に起こっている状況がある。

そういうことを思うと、差別の問題をなくそうと現状認識としてどんな差別が起こっているのか、それをなくするためにどうしていくのかを人権ふれあいセンターでもつかんでもらって、実際ある差別をなくするための手段を構築しなければならない。せっかくあるものを削る方向になるのでその仕組みが必要だと思う。

【委員】それは行政全体、知的障害でも虐待でも生活困窮でもDVでも大変だ。それがどこかの窓口に駆け込んでいく。落ちこぼれているところが行政でもある。だからそういう矛盾の問題の解決のために、人権推進室が必要やという話とは別である。そのためにいろいろなネットワークがお金のない中で国・府・市が協調している、ネットワークを広げて身近なところで受け皿をつくる、だから人権推進室だけの問題ではない。それがあろうがなかろうが、今いっぱい落ちこぼれていることがある。虐待で亡くなっている場合もあるわけで、そういう問題だから必要だということは別である。そこだけはしっかりと整理しておかないとだめだ。

【委員】これまで人権推進室が必要であるといってきた。先程から人権推進室＝同和問題となっている、あらゆる差別の中に同和問題が入り、女性問題、ハンセン病問題等あらゆる問題に取り組んでいる。だから先程からの議論では同和問題ばかりで人権推進室はいらぬ議論になっている。委員からあったように、貧困と差別はきつても切れ

ない関係がある。子どもが駆け込んでも人数的なこともあったり、人権推進室をあらゆる問題を抱えている人が相談できるところであり、前回でもあったようにダウン症の保護者が推進室に相談にいかれた状況がある。そういう意味からもあらゆる人が相談にいける推進室が必要である。

【委員】この30年間でこの社会が随分様変わりしてきたと思う。パワハラについても昔はなかった。いじめという言葉もなかったし、ただ社会が変わってきた。私は福知山で生まれたわけではないが、似た町である。同じような人権についてやっている。福知山との違いは福知山市の人口の約何割かが他府県他市から、たまたま事業所が福知山にある一時的に住まれる方が多い。福知山はアパートが北部の中でも多い。よって福知山の現状を知らない方が多く私もそうだ。だから人権の問題についても対応している取り組みは必要である。例えば福知山に住んでいてこういう相談窓口がある、住んでよかったと思えるものである。

先程市民が納得するにはという意見があったが、選挙やっても投票率が低いし一時的におられる方が多く、小・中学校の保護者の方でずっと福知山に住んでおられる方がどれだけおられるか、アパート暮らしは1年で変わっていかれる。じゃその間市民が納得するかどうかそうではない。例えば私が一時的に福知山に住んだとしても、こういういろんな問題に福知山市が対応してくれたということが私は大事ではないかと思う。先程接着剤という話があったが、福祉・教育委員会が連携調整しながらいろんな差別問題を解決していかななくてはならない。行政の悪いところは縦割り行政であって連携調整するところが必要だ。

【委員長】この資料には、人権推進室は廃止とまとめてあるが、この廃止の文字が一人歩きしている。実際議論のなかで廃止という意見はなく、縮小すべきであるとかしか出ていないので修正をしてもらいたい。機能を考えると部分的にはよそに任してもよいとかあって、むしろふれあいセンターについてはもっと相談事業を充実させるとか出ていたと思う。まとめ方が間違いだということで抑えておきたい。全くなくすると私は聞いてない。

【室長】接着剤といったのが私であるが、専門性というより窓口のこと。市民の方が人権侵害とか何らかのこを受けた場合にどこに相談に向かうかという、窓口をもっておく必要がある。福祉で受けるのか、教育で受けるのか、わからない場合がある。まず声かけをするところが推進室であることが多い。DVの問題か子どもの問題か福祉の問題か窓口的に推進室があればどこへ行っていいのかわからない場合、室へ来られることが大きな役割と思う。接着剤といったのは「つなぐ」ことで、室でまず話をきいて専門部署につなぐということが大事である。

【委員】相談についてはいろいろある。人権推進市民窓口として設けてつなげていただくことが市民はわかるが、民間でもどこかわからない場合はお客さま相談窓口にかける。そういう形で市も対応すれば市民もわかる。

【委員長】実は市民相談室が1階にあるが、人権擁護委員として人権推進室の出先として毎月相談をし、いろいろなことがみえてきて対応している。ただ市民の方は人権推進室の相談窓口とは思っていないと思う。なんでも相談として見えている。実際に人権推進室の窓口をたたいて相談に見える方がどれくらいおられるのかどうか。

【室長】DVの相談が多い。市民相談とは違う対応をしている。ここから人権ふれあいセンターや児童館につなぐ場合もある。施設を含めてかなり多い。

【委員長】一定審議の中では、件数も出すことが必要である。大雑把なことではなく、このような相談がありますよと示していただくとわれわれはわかりやすいのでお願いしたい。

この前事務局から説明があったが、法的に人権侵害救済に対する法律がない、要するに人権侵犯があった場合、法務省管轄の法務局で人権擁護委員や法務局で人権侵犯が行われたときには調査をしてそれから啓発をして場合によっては勧告をするというように専門委員がいるが、今のところそのような対応しか出来ない。一点抑えておかなければならないのは、日本は法治国家で法律に基づいて全てが行われており、そういったなかで現状としてどうなのかというと、それに対応できる法律がないところで、必要だという意見といらぬ意見がある。立法がないわけだから、市行政の範囲内で必要であるからやろうとしている。一つには市長の判断、議会の判断、そして多くの市民の声である。もし不満があれば司法機関に訴えればいいわけである。ということが求められている懇話会であると思う。それを動かすのは多くの市民の声である。それをきちんと表していくことである。

【委員】「隣保館」を「人権ふれあいセンター」に訂正を

【委員】このまとめというのは論点を明確にするためにされていると思うが、共通するところがある。また中身の検証が必要である。有意義なものにするために存続していくのであれば市民に開かれたいろんな要素をもたせるものに共通するところである。その前提にたつて、同和地区に建設されている隣保館を具体的にどうするのかを話すのがどうか、また、ある意味では隣保館は何らかのハンディがあるところに補助していく、あるいは研究をしていく。隣保館は現に存在しているので、そういう意味合いでの名称が人権ふれあいセンターは隣保館として必要なのかという議論については対立点があつて必要である、必要でないとある。客観的事実として、普段の研究活動が現実に差別がどうなのかということをもっと市民の方に知ってもらう、それを踏まえて来年はもっとこうしていくべきだということが必要である。そういう意味合いでの運営委員会が、地域によっては例えばAという地域ではもっと事業が必要だと、福祉活動に力をいれるとか講演会に力をいれるなど地域よって行う。地域の現状を踏まえて変えていくことをやってみてうまくいかない場合は、もっと率直に反省しながらなされてもいいと思う。それを踏まえて来年度の活動を変えていくそうすると具体的に市民の目にも伝わってくる。もう一つは、隣保館の名前を名乗るのかどうかもそうで

あるが、先程も言ったがあるハンディがあるから隣保館が必要であるということは間違いではないと思う。いずれは普通の公民館になっていくのかどうかという目標を設定するのか、今現実にはどういう状態にあるのか、どうかというイメージができていくのかどうかである。将来どういう地域になっていくのかというイメージをもつ中で、場合によっては相談活動の中で、もっと市民の方に知ってもらう必要があると思う。

【委員長】事務局から報告書の素案を

【事務局】報告書素案 説明 資料に基づいて説明

【委員長】今市素案を示していただいたが、ここは違うのではないかといいところがあれば言っていて、あと方向としては、みんなでまとめるのは大変なので今事務局からあったように正副委員長と学識経験者とで文章の検討をしたいと思うが。

【委員】これは先程のまとめを上げていくということなのかどうか、これだけであるのかどうか

【事務局】これまでのまとめであるので、この後引き続き、もっと深化したいと意見がまとまればそうなるし、この素案は、今日までのまとめである。

【委員】素案を提案していただいたが、先程示していただいたものであり大事なこともあるからもう少し時間がほしいと思う。

【委員】これに今日の意見が加わるということか。

【委員】この素案で5ページの5番のところで「担当部署に分散するとかつてのように課題が分散し・・・大事にする必要がある」としているが、これは全体でまとめた意見ではないので、そのあたりはきちっとしてもらいたい。それともう一つは専門職員の配置や職員のスキルアップといえ、きりがないので言葉が一人歩きすると意見としてしておく。

【委員】3ページの2番今後のあり方について、「市民により開かれた運営とする民間主体にすべきである。」とあるが、そういう意見ではなかったと思うが、どうか。

【事務局】民間に丸投げのような表現になっているが、市民に開かれた情報をきちんと出して、市民の声を聞きながら市民が主体となって取り組んでいく、そうした運営委員会をきちんとしていくことである。民間に丸投げではないので表現について整理していきたい。

【次長】今日の意見を加えて1月中にはチェックしていただいて正副委員長と小林先生と文章の検討をしたい

【委員長】来年度予算に間に合わせるようにまとめる必要があれば早いほうがいいので

【次長】予算とは別に、あくまでも素案であるので皆さんに見てもらえる機会が必要であると思っている。

【委員】来年度こうしていこう、変えて行こうとか、具体的に所管替えについてどうしていこうとかわからないので確認しておく必要がある。従来どおりするのか見直すのか



どうか

【室長】二つの考え方がある。ひとつは今あるふれあいセンター、児童館どういう形で運営をしていけばいいのか、どういう事業展開が市民に開かれたものになるのか、ヒントがいただきたい。福祉等へただ移管していくのではなく、どういう理由でもっていくのか、また仕事をどうするのか、そのあたりをいただきたい。

【委員】具体的なものが決まっていなくてももう少し協議したい

【委員】一市民として意見を言い合うだけなのか、この懇話会でまとめるのかどうなのか、出しても予算的なことがあり、何をどうするのか見えてこない

【委員長】具体的に事業を決めていくのは難しいのではないかと、運営委員会が活性化する方向といった一定の方針を出すという段階にしてはどうか。

【次長】一定まとめて皆さんに素案を届けたいと思う。

【副委員長】最後に出ていたが来年度予算に間に合うような話ではなく、われわれに与えられた課題から見えてきたことは、いままでふれあいセンター、児童館が熱心に取り組まれてきた課題が市民に見えなかったという点が明らかになってきたと思う。それは、そのときそのとき 論議ができたものと考えている。そういう意味で一人一人の市民に開かれた啓発なり情報公開といったものが、いろんな状況を洗い出しながら、大事にするところは何かをもう少し再確認して方向付けするあたりが、懇話会の精一杯の仕事ではないかと思う。今日4回で終わりということになればいいが、もう少しまとめていこうという道も残しておくことも大事ではないかと思う。それと私が思ったのは専門部署がいろいろあるが、それぞれが人権の目線でされていると思う。子育て支援、保険の関係どの部署においても同和問題を含めたすべての人権課題を目線に取り組んでいると思うし、そういう意味では仮に推進室と合いまって、そういう部署が前に出てもらっても決して人権というものが損なわれるものではない。これまでは人権推進室が人権についてのエキスパートとして努力していただいた。これは評価していかなくてはならない。とりわけ時代のすう勢の中で答申・事業がされてきて推進室が全ての人権の窓口として対応していることは大事にしていかなくてはならない。これまでの議論を素案としてまとめて最終的にでた素案を照らしながら、集約するか、もうすこし煮詰めるのか議論の余地があるのではないかと思う。4回みなさんに熱心に議論していただいた。いろんな会合に出さしていただいたが、このような機会はかつてなかったと思う。これまでこういう問題は難しいと、口をおさえてきたことも過去にあったかもしれない。率直な意見を出し合うことが有意義であったと思う。そういった意味で情報公開を誰にでもしていく。この4回の懇話会は実のあるものであったと思う。今日出た意見を精査させてもらうが、すこしまとめについては、もうすこし今ここで結論ということについては置いておきたいと思う。本日はご苦労様でした。

以上